

天皇陛下の退位に 便乗した商法にご注意を

天皇陛下の退位に便乗して、アルバム、掛け軸等の購入を電話で持ち掛けられたとの相談が寄せられており、国民生活センターからも注意が呼びかけられています。購入する意思がなければ、はっきりと断りましょう。

【事例】

見知らぬ事業者から「平成から年号が変わる。天皇陛下のアルバムを買わないか」と電話があり、皇室に興味があったので、少し話を聞いてしまった。本来8万円だが、3万8,000円で買えると言われた。最終的に断ったのに一方的に自宅にアルバムが配送され、夫が受け取ってしまった。

☆購入するつもりがなければ、はっきりと断りましょう

話を聞いてしまうと断りにくくなってしまう。購入するつもりがなければ、「いいりません。もう電話しないでください」と言って、早いうちにきっぱりと断りましょう。電話で一度断ったにもかかわらず再勧誘すること

は、禁止されています。

☆断ったにもかかわらず、商品が送り付けられた場合は、代金を支払わず受け取りを拒否しましょう

受け取り拒否をしても宅配業者に迷惑がかかることはありません。

相手の連絡先等が分からないことが多く、代引配達で支払った代金を取り戻すことは非常に困難ですので、絶対に支払わないでください。

商品注文した時は家族に伝えるようにし、『誰が注文したかわからない荷物は受け取らない』というルールを家族で作っておくとよいでしょう。

☆商品を受け取ってしまったも、絶対にお金を郵送したり振り込まないで

現金書留封筒や振込用紙を同封して商品が送り付けられることがあります。絶対にお金を郵送したり振り込まないでください。

☆一方的に商品を送り付けられ、受け取ってしまったも、一定期間経過後は自由に処分できますので、それまではそのまま保管しておきましょう

送りつけ商法で送られた商品につい

ては、

(1) 商品を受け取った日から14日間

(2) 商品の引き取りを販売業者に請求した場合は7日間

を過ぎても販売業者が引き取りにこなければ、商品を自由に処分してもよいので、代金を支払う必要もありません。

☆電話で勧誘されて商品の送付を承諾してしまった場合、クーリング・オフができません

事業者からの電話で商品の購入を断りきれずに承諾し、商品が届いた場合でも、契約書面を受け取った日から8日以内ならクーリング・オフが可能です。

